付紙様式第３

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日　行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別（総合評価の実施）	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
給食業務部外委託役務 1式	分任契約担当官陸上自衛隊岩手駐屯地第389会計隊長 古川智章 岩手県滝沢市後268-433	令和3年4月1日	キョウワプロテック株式会社 福島県福島市五月町3－20	3380001000405	一般競争入札	57,475,000	42,900,000	74.64%				
食器洗浄及び清掃作業部外委託 1式	分任契約担当官陸上自衛隊岩手駐屯地第389会計隊長 古川智章 岩手県滝沢市後268-433	令和3年4月1日	太平ビルサービス株式会社盛岡支店 岩手県盛岡市盛岡駅前通16番21号	2011101012138	一般競争入札	15,664,000	15,510,000	99.02%				
陸上自衛隊岩手駐屯地で使用する電気 予定数量4,280,000kwh	分任契約担当官陸上自衛隊岩手駐屯地第389会計隊長 古川智章 岩手県滝沢市後268-433	令和3年4月1日	東北電力株式会社岩手支店 岩手県盛岡市紺屋町1-25	4370001011311	一般競争入札	72,431,400	68,672,783	94.81%				
陸上自衛隊岩手山中演習場廠舎で使用する電気 予定数量177,000kwh	分任契約担当官陸上自衛隊岩手駐屯地第389会計隊長 古川智章 岩手県滝沢市後268-433	令和3年4月1日	大和ハウス工業株式会社仙台支社 宮城県仙台市泉区泉中央3ー8－1	6120001059662	一般競争入札	3,630,920	3,299,934	90.88%				
折爪無線中継所電気料 予定数量54,000kwh	分任契約担当官陸上自衛隊岩手駐屯地第389会計隊長 古川智章 岩手県滝沢市後268-433	令和3年4月1日	大和ハウス工業株式会社仙台支社 宮城県仙台市泉区泉中央3ー8－1	6120001059662	一般競争入札	1,708,902	1,392,935	81.51%				
拝峠無線中継所電気料 予定数量52,000kwh	分任契約担当官陸上自衛隊岩手駐屯地第389会計隊長 古川智章 岩手県滝沢市後268-433	令和3年4月1日	大和ハウス工業株式会社仙台支社 宮城県仙台市泉区泉中央3ー8－1	6120001059662	一般競争入札	1,663,877	1,345,916	80.89%				

付紙様式第３

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日　行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別（総合評価の実施）	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
合併浄化槽汚泥汲取予定数量328,190L	分任契約担当官陸上自衛隊岩手駐屯地第389会計隊長古川智章 岩手県滝沢市後268-433	令和3年4月1日	文化企業株式会社 岩手県上鹿妻稲荷場44番地	3400001001350	一般競争入札	6.10	6.10	100.00%				単価契約（予定調達総額:2,001,959）
A重油 75,000L	分任契約担当官陸上自衛隊岩手駐屯地第389会計隊長古川智章 岩手県滝沢市後268-433	令和3年4月9日	丸山株式会社 宮城県刈田郡蔵王町大字円田字杉ヤラ12番5号	9370101001257	一般競争入札	5,527,500	5,403,750	97.76%				
A重油 166,000L	分任契約担当官陸上自衛隊岩手駐屯地第389会計隊長古川智章 岩手県滝沢市後268-433	令和3年4月22日	株式会社宮崎商店 岩手県岩手郡岩手町大字一方井第15地割47番地の3	4400002007759	一般競争入札	12,782,000	12,234,200	95.71%				

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。